

## 受入困難事案患者受入医療機関に対する支援について

## 平成26年度宮城県受入困難事案受入医療機関支援事業（概要）

この事業の目的は、受入医療機関が速やかに決まらない救急搬送患者に対応する医療機関の受入実績に応じて補助金を交付することにより、医療機関の負担軽減を支援し、受入体制の確保を図るものです。

○対象経費は、休日・夜間の時間帯における受入困難事案患者の受入に必要な経費です。

○補助額は、受入1件当たり基準額8,870円（※）と対象経費を比較して少ない方の額に以下の補助率を乗じた額を支給します。ただし、休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間で120件以上の場合のみを対象とします。

補助率	国立病院	1 / 3
	公立・公的病院	1 / 2
	民間病院	3 / 3

## ◆計算例（年間200件の場合）

- ・国立病院 8,870円×200件×1/3=591,333円  
→ 交付額は591,000円となります。（千円未満は切り捨て）
- ・公立・公的病院 8,870円×200件×1/2=887,000円  
→ 交付額は887,000円となります。
- ・民間病院 8,870円×200件×3/3=1,774,000円  
→ 交付額は1,774,000円となります。

※今年度は、国庫補助がなくなり、予算規模が昨年度の半分程度と大幅に縮小となっています。

したがって、交付申請が予算額を超過した場合には、交付額に一定の減額調整をさせていただきます。仮に、県全体の受入実績件数が昨年度並みとなった場合、減額調整後の受入1件当たり基準額は、実質的に3,000円程度となる見込みですので、あらかじめ御了承願います。

○交付対象医療機関は、二次・三次救急医療機関となります。

※二次医療機関：救急告示医療機関及び病院群輪番制（当番制）医療機関

○受入困難事案となる患者は、次の①～⑪の状態にある患者をいいます。

- ①飲酒、②急性アルコール中毒、③背景として精神疾患あり、④複数科目（救急受入時に複数診療科の医師が必要となる場合又は不定愁訴をいう。）、⑤認知症、⑥過去に問題のある傷病者、⑦要介護者、⑧独居・身寄りなし、⑨自殺企図、⑩住所不定、⑪年齢等の要因で長期入院が予測される脳疾患及び骨折

○平成26年4月～平成27年3月の受入件数が対象となります。

補助金の交付を希望する医療機関は、別添「平成26年度宮城県受入困難事案受入医療機関支援事業実施要領」様式1「受入困難事案調書」を作成する等、あらかじめ御準備願います。

## 搬送困難事例受入医療機関支援事業に係る平成 27 年度実施案

### 1 実施案

平成 25 年度までの国の補助事業である「受入困難事案患者受入医療機関支援事業」に年間の救急患者受入総件数に占める受入困難事案患者受入件数の割合（以下「受入困難事案患者受入割合」という。）により補助率に差を付け、医療機関のモチベーションを維持、向上させ、現状の救急医療体制の維持（向上）を図るもの。

また、受入件数の要件を緩和した上で、広く二次救急医療機関に補助することにより、二次救急医療機関の救急患者の受入を促し、かつ、三次救急医療機関の負担軽減も併せて図る。

#### 受入困難事案患者受入割合

$$= \text{年間受入困難事案患者受入件数} / \text{同年の年間救急患者受入総件数}$$

医療機関の規模や機能等により受入件数の大小に差が出ることを考慮し、受入困難事案患者受入割合を指標として採用することで、救急搬送時間の長期化の要因の一つと考えられる受入困難事案患者の相対的な受入れの底上げを図り、救急搬送時間の短縮に向けた一助とするもの。

※類似の指標として、応需率（救急車受入れ要請に応需した件数／受入れ要請件数）があるが、各医療機関において算定することが困難であると考えられることから、上記の指標を採用するもの。

対象	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 50 件以上
対象医療機関	二次及び三次救急医療機関（全県）
基準額	受入 1 件当たり 8,870 円
補助率	受入困難事案患者受入割合に応じた補助率を乗じることとする。 さらに、全体額に、国立病院は 1/3、公立・公的病院は 1/2 を乗じる。 ただし、三次救急医療機関はこれらの率に代わり 1/5 を乗じる。
受入困難事案	救急搬送実施基準第 6 号の 11 項目

（参考）平成 27 年度本事業予算額 41,248 千円（全額一財）

※ 交付申請が予算を超過した場合には、補助全体額を一定の調整率で調整する。

## 2 新旧対照表

※ 下線部は平成 26 年度からの変更箇所

	平成 26 年度	平成 27 年度実施案
対象件数	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 120 件以上	休日・夜間の受入困難事案患者の受入件数が年間 <u>50</u> 件以上
交付対象医療機関	二次・三次救急医療機関（全県）	同左
基準額	受入 1 件当たり 8,870 円	同左
補助率	国立病院 1/3 公立・公的病院 1/2 民間病院 3/3	<u>受入困難事案患者受入割合に応じた補助率を乗じることとする。</u> <u>さらに、全体額に、国立病院は 1/3、公立・公的病院は 1/2 を乗じる。</u> <u>ただし、三次救急医療機関はこれらの率に代わり 1/5 を乗じる。</u> ※ 受入困難事案患者受入割合 = 年間受入困難事案患者受入件数 / 同年の年間救急患者受入総件数
受入困難事案	11 項目 (①飲酒, ②急性アルコール中毒, ③背景として精神疾患あり, ④複数科目, ⑤認知症, ⑥過去に問題のある傷病者, ⑦要介護者, ⑧独居・身寄りなし, ⑨自殺企図, ⑩住所不定, ⑪年齢等の要因で長期入院が予測される脳疾患及び骨折)	同左

※ 交付申請が予算を超過した場合には、補助全体額を一定の調整率で調整する。